

今後の侵食対策（河道管理）の検討について（案）

1. 現状及び課題

(1) 吉野川下流河道（河口から岩津）の変遷

吉野川下流河道（河口から岩津）は、明治40年から昭和2年にかけて実施した吉野川第一期改修事業により連続堤が概成した。その後、大正10年頃より始まった砂利採取などにより、昭和50年頃にかけて平均河床高が2mから4m低下している。

また、昭和50年代後半頃から砂州上の樹木や草本の繁茂が拡大し、砂州が固定化・拡大するとともに、みお筋の河床高の低下が進行し、河道の二極化が進行している。

(2) 中規模洪水による深刻な侵食被害の発生

平成26年8月台風12号、続く台風11号による洪水では、岩津地点の最大流量がそれぞれ約11,900m³/s、約10,400m³/sの中規模洪水であったにも係わらず、吉野川左岸37k付近の西原箇所では右岸からの偏流により、堤防に重大な影響を及ぼしかねない側方侵食（約50m）が発生。

当該箇所は、災害復旧工事において平成28年1月に当面の対策を完了。今後、引き続き下流の侵食対策を実施予定しているが、深掘れ箇所の部分的な対策のみならず、その要因となる砂州固定化対策や樹木繁茂抑制などの周辺の河道管理と一体となった対策を行う必要がある。

(3) 近年の河道、被災等を踏まえた河川整備計画の見直し

吉野川水系河川整備計画における侵食対策については、護岸の有無、洪水時の流速と耐力の関係などから侵食に対する安全性を照査し、水衝部で未対策の箇所について、被災の状況などを注視しつつ実施することとしていた。

しかし、河川整備計画策定後において、実施区間として位置づけていない箇所で深刻な河岸侵食が発生するとともに、実施区間として位置づけた箇所では、河川整備計画策定後の洪水群によるみお筋の移動により水衝部が移動するなどの課題が発生。

このため、河川整備計画における実施区間については見直す必要がある。

2. 吉野川河道管理検討会（仮称）の設置について

今後、河川管理者においては、砂州固定化対策や樹木繁茂抑制などの周辺の河道管理と一体となった対策の方向性について、河道の変遷状況、近年の中小洪水による侵食被害の発生状況、今後の河床変動の予測等を踏まえて、治水環境面からの検討を加え、河川整備計画の変更原案を作成する必要がある。

このため、的確な検討を進めるため、学識者による検討会を吉野川学識者会議の部会として設置し、侵食対策に関するご意見を伺うこととする。

検討会のメンバーについては、侵食対策の方向性の検討に精通している学識者4名で構成する予定。

渦岡委員【地盤工学・地震工学】

鎌田委員【生態系管理（生態学）】

木下委員【植物生態学】

武藤委員【洪水防御（河川工学・水理学）】

国四整訓第7号

吉野川学識者会議運営規約を次に定める。

平成27年5月1日

四国地方整備局長

吉野川学識者会議運営規約

(趣旨)

第1条 「吉野川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項について四国地方整備局長（以下、「局長」という。）に意見を述べるため四国地方整備局に吉野川学識者会議（以下、「学識者会議」という。）を置く。

- 1 吉野川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）の策定、変更（河川法16条2第3項）
- 2 河川整備計画の策定、変更後の点検
- 3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - 一 再評価及び事後評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了の事後評価実施要領）
 - 二 計画段階評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領）
- 4 その他、河川整備に関する事項

(構成)

第2条 委員は、吉野川に関して学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。

- 2 学識者会議は、別紙-1で構成する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

- 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
- 3 議長に事故がある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

- 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、徳島河川国道事務所、四国山地砂防事務所、吉野川ダム統合管理事務所に属する職員をもって充てるものとする。
- 3 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
- 4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、議長の議事進行と調整を図り、次に掲げる者を退場させることができる。
 - 一 会議の秩序を乱した者
 - 二 議事進行に必要な議長の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

(部会の設置)

第6条 学識者会議は、第1条1に掲げる業務を円滑に進めるために、部会を設置することができる

(情報公開)

第7条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、局長が委員の意見を聴き定める。

(附 則)

この規約は、平成27年5月1日から施行する。

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

吉野川学識者会議委員名簿

【五十音順・敬称略】

氏名	専門分野	所属
池田 早苗	水質（水環境）	徳島大学 名誉教授
渦岡 良介	地盤工学・地震工学	徳島大学大学院 教授
角道 弘文	農業水利	香川大学工学部 教授
鎌田 磨人	生態系管理（生態学）	徳島大学大学院 教授
河口 洋一	魚類学	徳島大学工学部 准教授
木下 覺	植物生態学	徳島県植物研究会 会長
上月 康則	水環境 （環境工学・生態系工学）	徳島大学大学院 教授
小林 實	鳥類	河川・溪流環境アドバイザー
田中 俊夫	地域福祉	徳島大学 教授
田村 隆雄	治水計画 （森林水文学）	徳島大学大学院 准教授
田村 典子	児童教育	四国大学生生活科学部 教授
中野 晋	沿岸域工学	徳島大学大学院 教授
中村 昌宏	地域経済	徳島文理大学総合政策学部 学部長
平井 松午	歴史地理	徳島大学総合科学部 学部長
三神 厚	防災対策（地震）	徳島大学大学院 准教授
武藤 裕則	洪水防御 （河川工学・水理学）	徳島大学大学院 教授
大和 武生	文化史・文化財	阿南市文化協会 会長
山中 英生	地域づくり	徳島大学大学院 教授